1.1 －（n－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n－9）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から平成29年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n－5）×0.2

［2～6　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

2　［略］

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十二年十月一日現在における人口によつて按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口（以下「平成十七年人口」という。）によつて按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口（以下「平成二十二年人口」という。）によつて按分したものとする。

［二～三十二　略］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める

1.1 －（n－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n－9）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から平成28年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n－1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n－5）×0.2

［2～6　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

2　［同上］

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成七年十月一日現在における人口によつて按分したものとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までに合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十二年十月一日現在における人口（以下「平成十二年人口」という。）によつて按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口（以下「平成十七年人口」という。）によつて按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口（以下「平成二十二年人口」という。）によつて按分したものとする。

［二～三十二　同上］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める